

令和6年度第1回八幡浜市有償運送運営協議会

令和7年3月28日（金） 15：30～

保内庁舎 3階 大会議室

次 第

1 開会

2 協議事項

○地域の現状と事業経過について（報告事項）

○特定非営利活動法人にこここ日土の交通空白地有償運送の登録更新申請に係る協議について

3 閉会

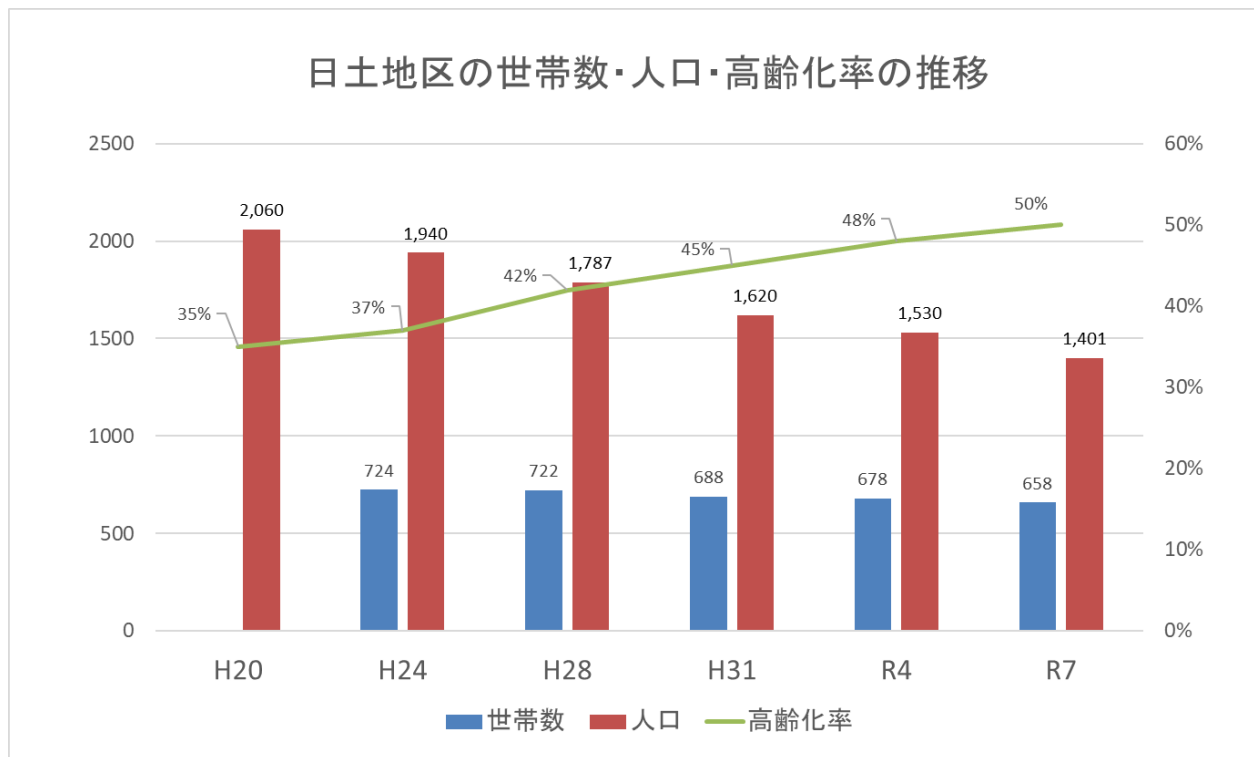
地域の現状と事業経過について

資料Ⅰ

Ⅰ.日土地区の世帯数・人口・高齢化率（65歳以上）の推移

【参考：市全体（R7.2.28 現在）】 世帯数：15,258 世帯 人口 29,805 人 高齢化率 41.9%

人口	H20.3.31			H24.3.31			H28.3.31			H31.3.31			R4.2.28			R7.2.28		
	世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率
下河原	—	89	26%	42	73	22%	41	67	25%	32	52	34%	31	46	48%	28	40	53%
出の奥	—	188	29%	59	169	34%	59	172	34%	63	168	33%	61	157	35%	60	149	37%
神明	—	17	24%	7	16	31%	4	13	31%	3	12	33%	3	12	33%	6	11	36%
今出	—	95	28%	29	104	27%	32	96	35%	29	88	37%	29	84	35%	25	62	45%
防川	—	135	24%	41	143	30%	42	132	37%	42	124	45%	45	121	50%	47	120	49%
松岡	—	85	38%	36	84	43%	34	77	47%	33	71	49%	33	67	51%	32	67	49%
新堂	—	99	39%	29	80	43%	31	75	51%	33	72	50%	34	68	54%	33	59	58%
梶谷岡	—	157	36%	56	145	40%	57	136	47%	51	114	53%	49	110	53%	47	103	55%
続藪	—	63	40%	27	54	37%	26	53	51%	24	52	50%	23	48	58%	22	48	56%
中当	—	256	35%	92	242	39%	90	226	44%	85	214	47%	83	204	52%	82	188	52%
川辻	—	34	44%	17	28	61%	17	29	52%	15	21	57%	14	19	63%	13	17	65%
横尾地	—	40	50%	13	39	41%	13	35	46%	11	30	56%	12	31	52%	10	24	46%
田之窪	—	102	35%	33	96	42%	30	86	44%	31	79	39%	30	74	38%	30	68	43%
小坂	—	56	45%	18	52	44%	17	42	48%	17	40	50%	16	38	45%	15	30	43%
森山	—	78	40%	23	75	39%	23	71	46%	21	57	52%	20	50	46%	21	51	45%
榎野	—	40	38%	13	38	42%	12	30	43%	12	26	46%	10	22	41%	9	19	47%
福岡	—	131	30%	44	121	28%	46	114	32%	46	104	39%	45	100	46%	42	87	57%
檜の木	—	73	32%	25	74	31%	31	68	31%	28	58	44%	31	56	48%	34	60	43%
久保田	—	81	36%	27	81	38%	26	70	41%	23	59	38%	23	57	49%	23	54	52%
尾之花	—	46	37%	19	43	37%	19	35	51%	18	33	48%	18	32	53%	15	24	67%
筵田	—	101	38%	37	93	39%	36	78	51%	36	72	55%	32	62	63%	32	61	70%
野地	—	78	41%	30	75	40%	28	65	45%	28	59	45%	29	57	47%	27	48	54%
瀬田	—	16	69%	7	15	60%	8	17	53%	7	15	53%	7	15	53%	5	11	55%
合計	—	2,060	35%	724	1,940	37%	722	1,787	42%	688	1,620	45%	678	1,530	48%	658	1,401	50%



2. 日土地区における路線バス削減・廃止の時系列

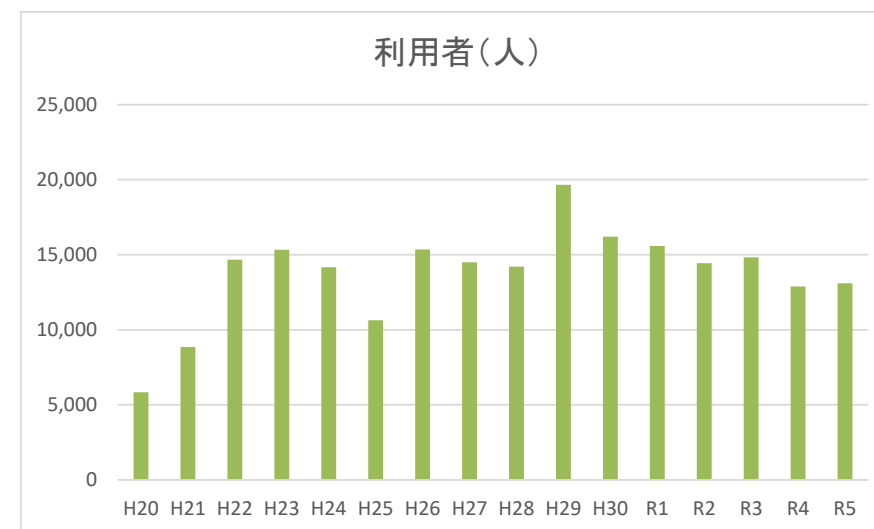
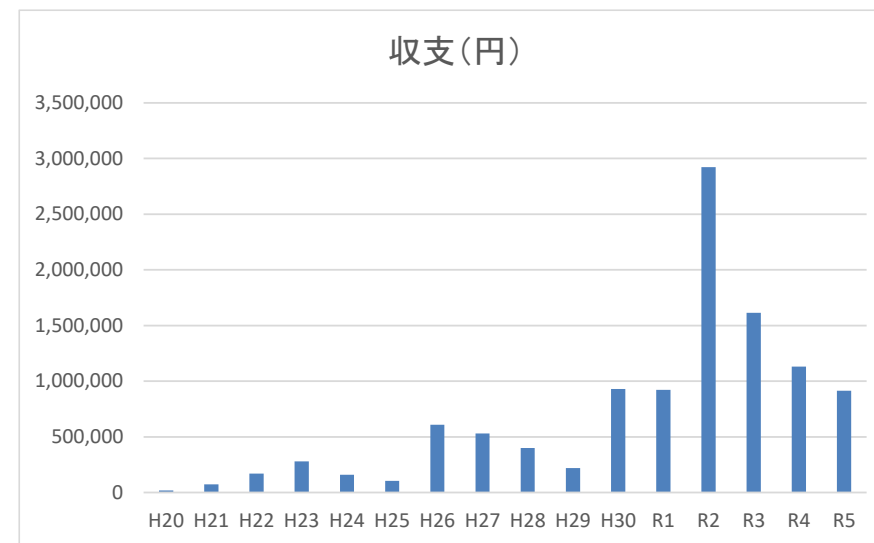
平成 18 年 9 月 榎野⇄市内 往復 3.5 便、野地⇄市内 往復 4 便、尾之花⇄市内 往復 2.5 便、出石寺⇄市内 往復 1 便
 平成 18 年 10 月 削減 榎野⇄市内 往復 1.5 便、野地⇄市内 往復 3.5 便、尾之花⇄市内 往復 0.5 便
 平成 19 年 10 月 削減 尾之花⇄市内 往復 2.5 便
 平成 21 年 9 月 全線廃止

3. にここ日土の有償運送事業に係る八幡浜市有償運送運営協議会の開催状況

平成 20 年 4 月 15 日 過疎地有償運送の登録申請に係る協議について
 平成 20 年 4 月 28 日 過疎地有償運送の登録申請に係る協議について
 平成 21 年 7 月 3 日 過疎地有償運送の変更登録申請に係る協議について（増便等の変更）
 平成 22 年 3 月 25 日 過疎地有償運送の登録更新申請に係る協議について
 平成 25 年 4 月 26 日 過疎地有償運送の登録更新申請に係る協議について
 平成 28 年 4 月 26 日 公共交通空白地有償運送の登録更新申請に係る協議について
 平成 29 年 1 月 26 日 公共交通空白地有償運送の変更登録申請に係る協議について（運行地区の拡大）
 平成 31 年 4 月 23 日 公共交通空白地有償運送の登録更新申請に係る協議について
 令和 4 年 4 月 6 日 交通空白地有償運送の登録更新申請に係る協議について

4. にこにこ日土の収支並びに有償運送事業の利用者数の推移

	収入 (円)	支出 (円)	収支 (円)	利用者 (人)
H20	3,738,370	3,719,035	19,335	5,841
H21	5,119,621	5,045,017	74,604	8,849
H22	6,418,589	6,248,878	169,711	14,673
H23	6,646,239	6,366,138	280,101	15,328
H24	6,157,120	5,998,311	158,809	14,169
H25	5,449,678	5,343,677	106,001	10,626
H26	6,644,243	6,035,554	608,689	15,347
H27	6,608,057	6,076,621	531,436	14,490
H28	6,608,645	6,207,324	401,321	14,196
H29	6,584,268	6,363,595	220,673	19,667
H30	7,215,839	6,286,676	929,163	16,212
R1	7,668,208	6,744,616	923,592	15,589
R2	9,351,079	6,427,442	2,923,637	14,440
R3	9,057,103	7,442,102	1,615,001	14,825
R4	8,797,297	7,665,375	1,131,922	12,889
R5	8,909,831	7,994,477	915,354	13,101



5.にここ日土の有償運送事業の登録事項変更の報告(軽微な事項の変更)

【車両の変更】

なし

※令和7年度中に、にここ日土所有バス1台(14人乗り)を普通自動車(10人乗り)に更新予定

○現在の登録車両

所有区分	バ ス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合 計
にここ日土所有	2	1	3
ボランティア持込		4	4
合計	2	5	7

【運転手の変更】

二種免許取得者 2人の内訳について、「大型1人、普通1人」から「大型2人」に変更

○現在の登録運転手

二種免許取得者 2人(大型2人) 認定講習受講者 7人

6. 令和 5 年度収支計算書

令和 5 年度 活動計算書

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)✓

特定非営利活動法人にこここ日土

科 目	金 額 (単位:円) *		付記説明
I 経常利益			
1. 入会金			
正会員入会金	5,000		1 名
賛助会員入会金	500	5,500	1 名
2. 受取会費			
正会員会費	138,000		138名
賛助会員会費	104,000	242,000	208名
3. 受取寄付金			
受取寄付金	10,000	10,000	(中当)
4. 事業収益			
事業収益	1,458,590		運賃、各種助成券
八幡浜市受託事業収益	5,193,657		通学委託料、定期券
生活道の整備補修事業	2,000,000	8,652,247	日土農地保全組合
5. その他収益			
受取利息	84	84	
経常収益計		8,909,831	✓
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,430,000		運転手給料、賞与
(2) その他経費			
車両運行費	1,450,784		燃料、車検、修繕
生活道整備費	968,720		生活道整備補修
事業費計		6,849,504	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	628,000		給料、賞与
(2) その他経費			
通信費	107,643		携帯、八西CATV
事務消耗費	133,856		修繕費、消耗費
光熱水費	43,045		電気代、水道代
会議費	8,429		ポンジューズなど
退職金	224,000		
管理費計		1,144,973	
経常費用計		7,994,477	✓
当期正味財産増減額		915,354	✓
前期繰越正味財産額		9,094,594	✓
次期繰越正味財産額		10,009,948	✓

※NPO 法人 2023 年度事業報告書より

スクールバス運行について

1. 日土地区のスクールバス利用予定児童・生徒数について(令和 7 年度)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学生計	中1	中2	中3	中学生計	総計
下河原												
出の奥								1			1	1
神明										1	1	1
今出									2	1	3	3
防川												
松岡								1			1	1
新堂								1			1	1
梶谷岡									2	1	3	3
続敷												
中当									3	1	4	4
川辻												
横尾地										1	1	1
田之窪								1	1	1	3	3
小坂												
森山			1			1	2			1	1	3
榎野												
福岡		1					1	1			1	2
檉の木								1			1	1
久保田			1				1		1		1	2
尾之花												
筵田			1				1	1		1	2	3
野地	1						1					1
瀬田				1			1					1
合 計	1	1	3	1		1	7	7	9	8	24	31

2. にこにこ日土の有償運送事業に対する市の考え

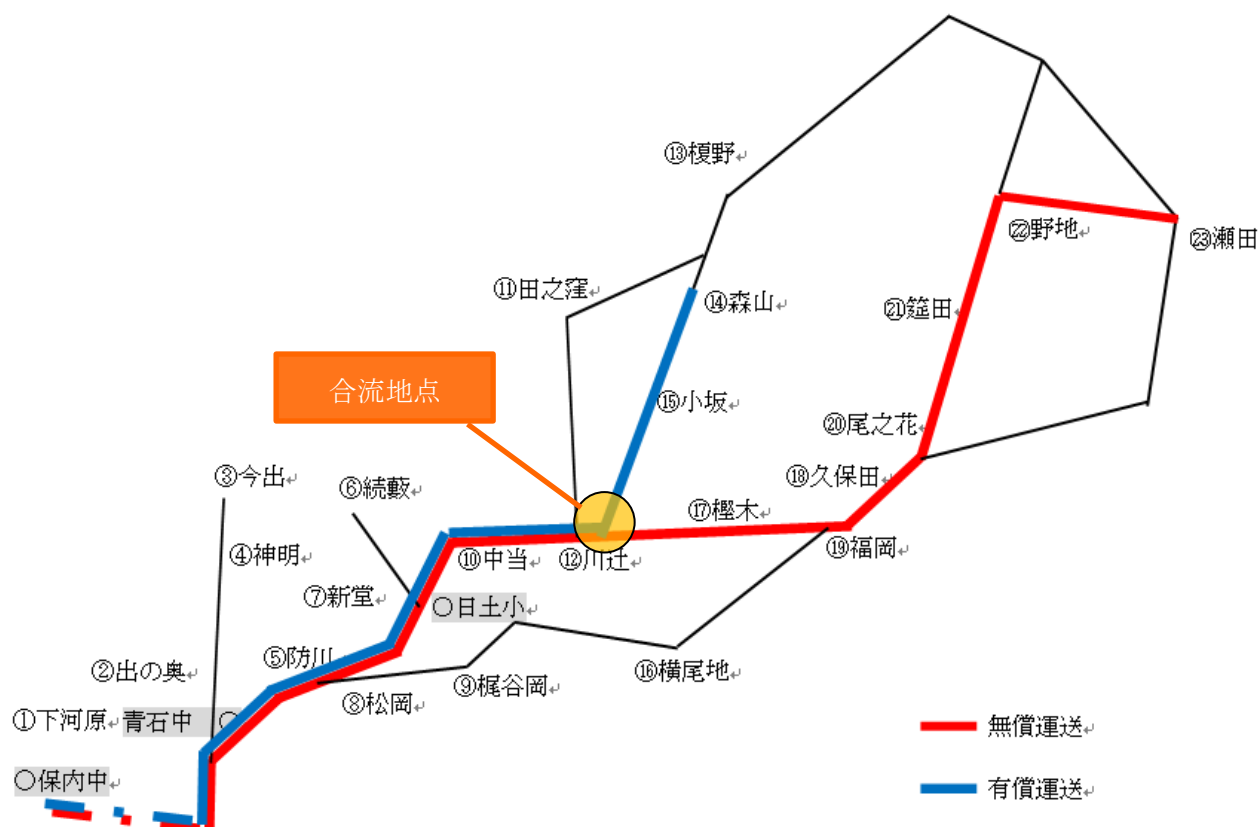
市では、別紙「日土地区過疎地有償運送事業に対する八幡浜市の方針(平成 20 年度第Ⅰ回八幡浜市有償運送運営協議会資料)」記載のとおり、にこにこ日土の有償運送事業を日土地区の交通問題解決の主策と考えています。

日土地区の路線バスの廃止に伴い、地区の子供たちの通学手段も「にこにこ日土」が担ってきました。複雑な地形の日土地区を対象に、無事故で運行を継続していることから、令和 7 年度以降の子供たちの通学手段においても引き続き「にこにこ日土」に担っていただきたいと考えています。

3. (参考) 令和 7 年度日土地区スクールバス運行計画について

スクールバス運行を有償運送便と無償運送便の併用で実施 ※有償客と無償客の混在運行不可

	運行計画	車両	乗客	運賃
有償運送	有償運送事業計画で 国に登録した計画	有償運送事業計画で 国に登録した車両	日土町内の会員とそ の家族、日土町出身 者の会員	乗客から徴収 通学定期(有償運送事 業計画の料金) 通学定期代を市が補助
無償運送	市指定の計画 (運転委託)	市所有スクールバス	市指定の児童・学生	無償(乗客から直接徴 収しない)



○有償運送と無償運送の合流地点で小学生は降車し、歩いて通学する。

○合流地点で、有償運送車両に乗車している中学生は、市スクールバスに乗り換えて通学する。

日土地区過疎地有償運送事業に対する八幡浜市の方針

急速に加速する過疎・高齢化により限界集落化が進み、多くの地域活動が制限されていく日土地区において、近年のバス路線の廃止・便数削減は、高齢者の外出や子供たちの通学の困難を招き、地区住民にとって、将来この地で生活していくことに対する不安に追い討ちをかける結果となった。

地域住民の生活交通手段を確保する役割の市として、苦しい財政状況の中でどうしたら住民の要望に則した満足度の高いシステムが提供できるかを検討し、暫定策として路線廃止でバス通学ができなくなった小・中学生の送迎を実施しているが、総合的な対策を実施することはできていない。

そのような中、地区住民で組織するNPOによる過疎地有償運送事業の計画が提案され、市として、事業計画に対する取り扱いを検討するに至った。

取り扱いに関する重要な指針として「事業の必要性」や「料金の妥当性」など有償運送事業に関する基本的検討事項をはじめ、「安全性への配慮」「利便性の向上」「財成効果」「他の公共交通事業者との関係」「地域活動への効果」などの項目について検討した。

まず、「**事業の必要性**」については、過疎化が進む地域において、採算性を重視する民間バスの増便は将来的に望めない社会状況であり、複雑な地形の当地区において既存のバス路線では、高齢者や移動困難者の要望に則した利用が難しく、住民総意の計画・運行による路線運行・デマンド運行により地域住民のニーズに合ったサービスの提供による福祉の向上・生活の質の向上が期待できる。

次に、「**料金の妥当性**」については、路線運行の料金は、既存の路線バスを少し下回る額となる。また、デマンド型運行と民間タクシーとの共同型の比較においては、日土地区内の料金が1/2以下になることにより、年金生活者が多くを占め、利用を控えざるを得なかった民間タクシーが利用可能な範囲になることが期待できる。

「**安全性の確保、補償体制**」については、運転手の人数・資格取得・安全運行管理マニュアルや事故時の連絡体制や整備体制も具備されている。保障面では全ての車両が国への登録基準を満たす保険に加入しておりしており、必要と思える配慮がなされている。

「利便性の向上」がなされているかの判断については、路線運行では今までにバスの走ったことの無い「今出」「田の窪」「横尾地」等の地域もカバーし、幅広い交通空白地域の高齢者に対応する試みが見られる。デマンド運行については、民間タクシーとの共同運行に係る連絡等の手続きを代行することにより、民間タクシー利用が手軽になり、高齢者の通院・買い物等の外出が便利になることや高齢者の一定期間における集中治療が可能となり、健康維持の面でも期待が大きい。

スクールバス部門では、複数の車両を使用することにより、通学時間の短縮効果が期待されることはもちろん、年度ごとの子供たちの人数の変化にも対応が可能である。

「財政効果」については、現在、当団体に支出している市の予算は、スクールバス運行業務委託料のみであり、19年度規模に比べ、利便性の大幅な向上があるにも関わらず年間必要額で約40万円（18.2%）の歳出削減となっている。

将来、NPO支援の補助制度による何らかの支援も考えられるが、現時点で市が当事業に対する単なる運営補助は予定しておらず、費用対効果の高い活動と評価できる。

「他の公共交通事業者への配慮」については、バス路線との競合区域での乗降を制限し、民間タクシーの利用の喚起となるべきシステムを提案するなど、地域住民の生活交通を確保するという厳しい目的の中で、バス・タクシー会社の経営に対し、一定の配慮がなされていると理解できる。

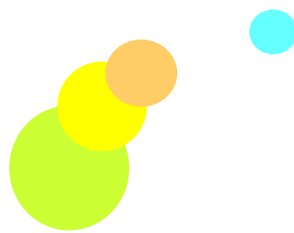
地域の行政全般に責任のある市においては、この事業がもたらす「地域活動への効果」が非常に重要となってくる。過去の当市の事例のように、単に市が市営の交通機関を整備し住民側は利用するだけの形であれば財政経費ばかりが高騰し、住民に交通機関を維持しようとする意識が生まれない。今回のシステムは、住民の90%近くが会員として登録するなど、地域全体でシステムの維持に取り組む姿勢が感じ取れる。10年後には確実に限界集落化することが予想される当地域において、事業のスタートが可能な今の時期に実施することは、将来のこの地域の自立がかかっているとも言えるものと判断する。

以上の観点から行政として、この取り組みを日土地区の交通問題解決の主策と捉え、事業の開始・継続に対し、運営協議会の開催や意見調整・公共施設の使用許可等の支援・財政的協力を行う方針としたい。

平成20年3月

八幡浜市長 高 橋 英 吾

日土地区交通空白地有償運送事業



事業計画（案）

令和7年4月～

特定非営利活動法人にここ日土

事業の概要

1 事業の種類

道路運送法第七十九条の規定により、自家用自動車を使用し、日土地区内の会員を対象に予約制の定期運行、並びに予約に応じて日土区域内に限り自由に運行する交通空白地有償運送事業

2 実施主体

特定非営利活動法人にこにこ日土

3 目的

地区住民の非営利活動により、交通空白地区の高齢者をはじめとする交通弱者の通院や買い物などの外出の機会を増やし、健康管理と生きがいの創出を図るとともに家族の負担を軽減することにより、中山間地区における生活環境の向上に資することを目的とする

4 利用対象者

特定非営利活動法人にこにこ日土の会員の内の日土地区住民及びその家族または親族

5 使用車両及び運転手

登録車両

所 有 車 両 3台 (ワゴン車3台 (定員14名2台・8名1台))

ボランティア車両 4台 (ワゴン車3台、コンパクトカー1台)

運転手

二種免許取得者 2名 (大型2名)

認定講習受講者 7名

6 運行形態（別紙1 路線図参照）

① 運行路線

■ 定期運行（予約制）

日土地区各地より市街地方面へ1日7便（帰り6便）予約制の定期運行を行う。高齢者が通院しやすい環境を整備し、小・中学生の通学時の安全を確保する。なお、経営効率化を図るために予約がなければ運休し、乗り降りは日土地区内はフリー乗降、地区外は医療機関等の定めた乗降場にて行う。

■ デマンド運行

予約に応じて日土区域内に限り自由に運行する。日土地区内各地から地区医療機関である清水医院（所在：日土町1番耕地256番地）までのデマンド運行により通院手段を確保し、高齢者の健康管理を図る。また、日土地区住民の外出や交流の機会を増やし、生活の利便性の向上を図る。なお、利用者が日土地区外に公共交通機関を利用し、移動したい場合は、日土地区内で民間事業者を引き継ぐようにする。

② 時刻表

日土発（J R八幡浜駅方面行）			J R八幡浜駅発（日土方面行）		
1	7:00	各地発 保内中経由			
2	8:30	各地発 保内経由	1	9:10	名坂経由 日土各地
3	9:30	各地発 保内経由	2	10:30	保内経由 日土各地
4	11:00	尾之花発 名坂経由	3	11:30	保内経由 野地行き
5	12:00	尾之花発 名坂経由	4	12:30	保内経由 田之窪行き
6	13:30	尾之花発 名坂経由	5	14:00	名坂経由 日土各地
7	15:30	尾之花発 名坂経由	6	16:00	名坂経由 日土各地
			保内中発（日土各所行）		
			1	発時刻は八幡浜市教育委員会との協議により決定する	

※日土発（J R八幡浜駅方面行）の第1便の始発地は毎年度ごとに八幡浜市教育委員会との協議（日土地区スクールバス運行計画）により決定する

※日土発（J R八幡浜駅方面行）の第2便及び第3便の始発地

	月	火	水	木	金	土
第2便 8:30	野地	福岡 久保田	瀬田	田之窪 榎野	横尾地	野地 田之窪
第3便 9:30	田之窪 榎野	横尾地	野地	福岡 久保田	瀬田	

7 料 金 （別紙 2 料金表参照）

別紙 2 のとおり通常料金、通学定期料金、デマンド料金を設定

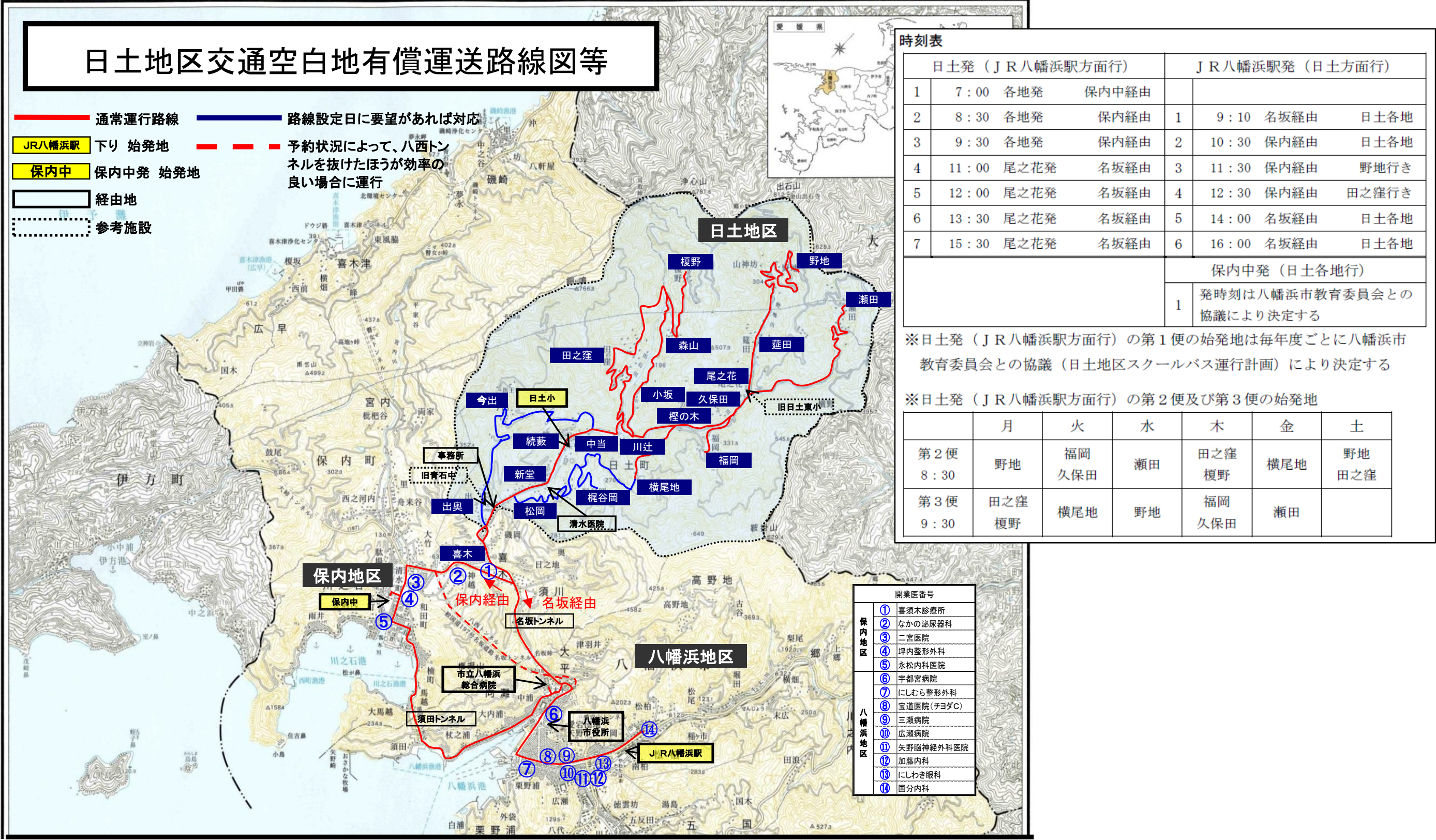
8 安全管理 （別紙 3 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針参照）

国の基準（通達「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和 2 年 1 1 月 2 7 日付け国自旅第 3 1 6 号）等）に準じた規程を作成し、安全確保に努める。

また、にこにこ日土所有車両には、ドライブレコーダーが設置されており、運転手の安全意識と運転技術向上を図るとともに、録画映像を利用して運転手への安全教育へ活用する。

別紙資料

1. 路線図
2. 料金表
3. 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について
- 「4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保」



日土地区交通空白地有償運送 料金表

H31年度～

別紙2

1. 大人片道普通運賃(小児半額)・通学定期

[illegible]

2. デマンドタクシー運賃（日土地区内予約型タクシー・片道1台あたり）

基本料金	1. 5kmまで500円
追加料金	500mごとに50円追加
上 限 額	1, 500 円

別紙 3

	国自旅第 3 1 6 号
	令和 2 年 1 1 月 2 7 日
一部改正	国自旅第 2 3 7 号
	令和 4 年 9 月 3 0 日
一部改正	国自旅第 5 6 6 号
	令和 5 年 3 月 3 1 日
一部改正	国自旅第 1 2 3 号
	令和 5 年 8 月 1 日
一部改正	国自旅第 1 7 7 号
	令和 5 年 1 0 月 1 日
一部改正	国自旅第 2 1 7 号
	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
一部改正	国自旅第 1 9 9 号
	令和 6 年 9 月 3 0 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとお

次の（イ）～（ト）のいずれかに該当するものであること。

- （イ）交通空白地有償運送を実施するために必要な自動車の保有がなされていないと認められる場合。
- （ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合
- （ハ）特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、施行規則第51条の16の2第1項に定める特定自動運行保安員の確保がなされていないと認められる場合
- （ニ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ホ）施行規則第51条の24に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ヘ）施行規則第51条の25第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- （ト）施行規則第51条の26に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 対価の公示等

旅客から収受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示などして公示し、又は利用者に対し収受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（1）運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選

任される日から遡って２年以内において停止された者でないこと」の要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、２年未満の期間とすることはできないものとする。

- ② 登録後において、施行規則第５１条の１６第２項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

（２）特定自動運行保安員

- ① 施行規則第５１条の１６の２第１項の定めにより、運送者は、次のいずれかに掲げる措置を講じなければ、自家用有償旅客運送自動車を特定自動運行旅客運送の用に供してはならない。

（イ）当該自家用有償旅客運送自動車に特定自動運行保安員を乗務させること。

（ロ）次に掲げる措置を講じること。

ア 緊急を要する場合において、旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び旅客が自家用有償旅客運送自動車を停止させることができる装置を当該自家用有償旅客運送自動車に備えること。

イ 事務所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置するとともに、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第９条の２９に規定する遠隔監視装置その他の輸送の安全の確保のために必要な装置を用いて遠隔から特定自動運行保安員に運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

- ② 施行規則第５１条の１６の２第２項の定めにより、運送者は、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

（イ）酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該運送者に申し出ること。

(ロ) 疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を当該運送者に申し出ること。

(3) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあつては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(4) 運行管理の責任者の講習

施行規則第51条の18の定めにより、運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせるものとする。

(5) 運行に関する計画

施行規則第51条の19の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運行の確保に留意して、運行に関する計画を作成するものとする。

(6) 交替するための運転者の配置

施行規則第51条の20の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労

等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置するものとする。

(7) 異常気象時等における措置

施行規則第51条の21の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

(8) 安全な運行のための確認等及び業務記録の実施

① 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずることにより実施することができるものとする。

② 施行規則第51条の22第1項及び第2項に定める、運送者が運行の業務に従事しようとする運転者等及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

③ 施行規則第51条の22第3項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

④ 施行規則第51条の22第4項に定める運転者等が運行の業務に従事

した場合の業務記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあつては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(9) 運転者等台帳の整備

施行規則第51条の23第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者等ごとの運転者等台帳は、参考様式第ホ号を参考として運送者において書式を定めるものとする。

(10) 事故の場合の処置

施行規則第51条の25第2項に定める事故の記録は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(11) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の26に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(12) 自動車に関する表示

① 施行規則第51条の27に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(13) 苦情処理の体制の確保等

施行規則第51条の30第1項に定める苦情処理の体制については、様式第7号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第10号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(14) その他の留意事項

- ① 運行の委託に併せて交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。
- ② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、交通空白地有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

- ① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。
- ② 複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における地域公共交通会議等において協議が調っていることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

事業計画（案）

変更箇所の新旧対照表

変更後	変更前	備考
5 使用車両及び運転手 運転手 二種免許取得者 2名（大型 <u>2</u> 名）	5 使用車両及び運転手 運転手 二種免許取得者 2名（大型 <u>1</u> 名、普通 <u>1</u> 名）	●登録運転手の変更に伴う修正
8 安全管理 交通空白地有償運送の <u>登録</u> に関する処理方針	8 安全管理 交通空白地有償運送の <u>申請</u> に関する処理方針	●誤字修正